

建設水道常任委員会会議録

平成14年12月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中川 靖広 ○浅井 正八 小野 隆雄
吉川 勝義

2. 理事者出席者

| | | | |
|--------|-------|---------|--------|
| 町長 | 小城 利重 | 助役 | 芳村 是 |
| 総務部長 | 植村 哲男 | | |
| 都市建設部長 | 鍵田 徳光 | 建設課長 | 堤 和雄 |
| 同課長補佐 | 川端 伸和 | | |
| 同係長 | 田口 昌孝 | 観光産業課長 | 杉本 正二 |
| 同課長補佐 | 辻本 邦好 | 同課長補佐 | 佃田 眞規 |
| 都市整備課長 | 藤本 宗司 | 同課長補佐 | 永井 克育 |
| 同課長補佐 | 井上 貴至 | 同課長補佐 | 藤川 岳志 |
| 上下水道部長 | 辻 善次 | 上水道課長 | 御宮知 恒夫 |
| 同課長補佐 | 佐藤 滋生 | 同課長補佐 | 井上 究 |
| 下水道課長 | 田口 好夫 | 下水道課長補佐 | 谷口 裕司 |

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

| | |
|-----------|--|
| 委員長 | <p>開会（午前9時00分）</p> <p>全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。</p> <p>それでは、本日の会議を開きます。</p> <p>始めに町長の挨拶をお受けいたします。</p> |
| 町 長 | (あいさつ) |
| 委員長 | <p>まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。</p> <p>署名委員に、小野委員、吉川委員のお二人を指名いたします。</p> <p>本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。</p> <p>まず、初めに本会議からの付託議案であります、議案第46号、斑鳩町下水道条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。</p> |
| 下水道課 長 | <p>(議案書朗読、要旨により説明)</p> <p>先の建設水道委員会で頂いたご意見等につきましては、全体協議会で説明させて頂いておりますので、簡単に説明させて頂きます。下水道条例第11条第2項の「穏やか」につきましては、この条例より水質汚濁防止法による規定が[ゆるい]場合はゆるい基準とする事としています。次に、下水道条例第23条の「土木又は、建築に関する工事の施行に伴なう」としている事につきましては、辞典では「工事をする事」を工事のほうの施工としており、条例に置きましては、「土木又は、建築に関する工事」として頂いており、工事とその管理をしている事から、おこなうほうの「施行」として頂いております。</p> |
| 委員長 | 説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。 |
| 小野委員 | 前回この委員会でいろいろ質問をさせていただいて、今課長から言ってもらったその2点だけだったのですか、もっとあったように思う |

のですが。委員長からも聞いておったのですが、前回の指摘のあった部分、それについての説明をするということ。たとえば前回の議事録を担当者は見ているのかな、この2点だけで終わりやと思ってたらおかしいです。私も吉川委員も言っていることはもっとあったと思う。その辺は全然説明なしですか。

それと、町長は最初にあいさつされたけど、私の配慮で全協を開いたのと違います。それは中川委員長が他の議員も聞くものもあるやろうということとして、私に申し入れがあって、私から議運の委員長に申し入れただけで、私が何も配慮したのではない。

それから、今の2点ですが、11条の「穏やか」ですが、それも質問していたけど大したものではない。それより例えば、「費用を負担しなければならない」というのはどういう状態とか、数字を直してもらったのはいいけれど、吉川議員がおっしゃった除外施設についても聞いておられたと思う。

この施行の「行」という字で、指摘したのは8条の方の工事の施行やと、それで総務部長は設計が入っているから別にいいんだと。そしたら設計は工事の中に含まれないのかということで話したはずです。だからそれを精査してほしいと。それやったら23条にある工事と書いてあるだけの「施行」はどうなのかと。この前の答弁とは全く違う。それはどういうことで変わってくるのか。今の課長の答弁やったら、土木又は建築に関する工事を行うという意味の施行やから「行」という字を書くんだと。前回の時に聞いている話では設計及び工事で工事だけではないから「施行」となるんだと。その時その時の絵を描いている。その点答えてください。

下水道課
長 23条の方で説明させていただきました関係ですが、条例の方でさせていただいております、土木又は建築に関する工事ということの部分ですけれども、これは土木・建築それらの現場管理等を含めた形の中で事業という考え方をさせていただいていますので、行う方の「施行」ということで考えているということで、いわゆる工事の方の「施工」

は部分的な工事と考えております、「施工」については事業全体という捉えをさせていただいておりますので、「施行」という字を使わせていただいたということです。

小野委員 そしたら広辞苑か何かで牽かれたか。その牽いた意味を教えてほしい。行うと書くのは「せこう」と読むのは普通じゃない、一般的には「しこう」と読む。そして物事を行うという、施行やねん。工事は施工である。そこらの意味合いはどう考えているのか。日本語の整理ができていない。その点どうですか。

総務部長 工事の工の関係につきましては工事を行うということで書いています。施行の行につきましては工事やいろんなものを行うという中での施行ということで書いております。

小野委員 だからそれを日本語としてどう解釈するんだと聞いている。

総務部長 第8条の関係につきましては、設計及び工事の関係も含んだものとして行う施行の方が正しいと思います。それ以外で工事だけであれば、行うと書いても間違いではございませんが、施工ということで書いているということで解釈しています。

小野委員 だから前の委員会でこれは工事の「工」の方がいいのと違うかと私は提案している。今の田口課長の言い方やったらこれは行う方が正しいなということが言われているから私は反論しているわけやし、今の部長の言い方では・・・もう一度整理してください。

総務部長 8条の関係は設計と工事を含めた話でございますので、行う施行という方が正しいと思います。それ以外の分については「行」と書いても「工」と書いてもいずれにも該当すると思います。施行と書いても間違いではないと思います。

| | |
|------|---|
| 小野委員 | 同じ条例の中に工事の「工」と書いているところがある。それはなぜそうなのか聞かせていただきたい。 |
| 総務部長 | 一般的に法令等の関係から見れば、工事に限定される場合は「工」と書く方が一般的だと思います。 |
| 小野委員 | 次の利子補給に関する条例の中の2条の1号は()の中に「工」書いてている。部長のいわんとしていることは分かっています。法令用語として「行」はみんな書いてあるから、だからそれはいいやんかという意味は分かっています。だけど準則とかではみんなこうして同じように使っている。工事の「工」を使った方が妥当だと思うのも、「行」という字を書いてある。これは法律を今まで作ってきておられた人が同じように考えて書いてあっただけだと思う。だから、その条例とかを見て疑問を感じたら改めるべきだと思う。そう思うから提案しているし、そこらを汲んでもらいたいし、そしたら今言っている2条、利子補給では1号の()は「工」と書いてある。そしたら部長の言い方やったら、これも何で揃えておかなかったのか。その「行」という字を揃えてあるのは法律を施行すると言う意味全部を使っているから、この条例全体、いろんな準則なんかは統一してある。だから間違いでないからという意味は分かっている。しかしこっち側の施工するというのはどうなんですか。だからそこらの精査についてどう考えているのか。 |
| 総務部長 | 広辞苑で調べましたら、施工そのものは工事を施行するという意味がありますので、工事を施工するということは、例えば「馬から落馬する」という意味合いにもとれるということで、工事をセコウする場合は、工事を行うということの方が表現ではある意味で正しいのかと思います。今回()については工事をということで書いておりませんので、これに伴い同時に施工するということになっておりますので、 |

この場合については工事の「工」というようにしているという解釈です。

小野委員 そしたら土木工事の施工計画書とかそういうものについて、そういう使われ方がおかしいという意見やったら全然違う。だから先ほど言っているように、そうして統一していく中で法律用語としての施行と言う言葉が全部出てくる。その中で「行」という字を書いてあるという説明で終わられるのだったらそれでいい。今のやつたら屁理屈ではないか。工事を行うのだったら「施工」になるのと違うのか、前と後ろがあってこそその字が出てくる。工事がなかつたら「行」でもいいと思う。今のはまったく逆の言い方と違うのか。

総務部長 先ほどたとえが悪かったかもしれません、施行という意味は行為を行うと解釈できると申し上げただけで、その関係については私の説明が適当でなかったと思っております。言いたかったのは施工というのは工事を行うという意味合いを持っているということを言いたかつただけで、一般的には施行の「行」を使っていくということがございますし、先ほど申し上げたのはそういう意味でございます。

小野委員 工事という言葉があるから、施行の「行」ではなくて「工」ではないのか。なかつたら言わない。それを考えてもそういう説明はあり得る。

それと、前回いろんな議論があったことについて、規則の方に触れて条例でいろいろ質問があったと思いますが、それらについてどういう手当をしておられるのか披露してもらえますか。

上下水道 部長 前回指摘されたことは、全員協議会の中で説明はいたしましたが、再度させていただきたいと思います。

まず第4条関係と施行規則第5条の関係の接続方法及び内径等の関係でございますが、施設の取り扱いということでご指摘いただいたお

ります。これは水洗便所とか浴槽等からの排水設備に接続する内径基準ということで、これについては我々調べたところでありますけれども、既存のものについての取り扱いですが、現在使用されている既製の衛生器具の管の関係についてはほとんどその基準にクリアされないと聞いておりまして、さらに実態を調査していきたいと思っております。

次に、第6条の公共ます等の設置基準ということで、その中の受益者の考え方については後ほど加入負担金条例のところで説明いたしましたが、基本的には1つの敷地に1箇所とするが、町長が必要と認める範囲については、平成5年当時について 500 m^2 以上については2個まで設置できると定めた公共ます設置基準で説明させていただいているということでご理解お願いしたい。この条例規則等で定めている以外の基準につきましても今後さらに検討精査していく必要があろうと考えています。

それと条例の第11条から19条までの特定事業場ということで、除害施設の関係でございますけれども、これにつきましても現在事業認可区域243ヘクタールで特定事業所として届け出されている事業所については20箇所程度ということになっています。これは主に製造業とかをされるところでありますが、これにつきましても供用開始時には各事業所と十分協議した上で届け出いただく公共下水道の接続方針にしていきたいと考えています。ただこの水質基準をオーバーする場合については・・・となりますけれども、これについては水質等の検査の把握もしておりますので、その辺は供用開始までには協議していくということです。

それから22条関係は代理の選定ですが、これについては全員協議会で言われておりますので、代理人については町内に限るのかということではありますけれども、町内に住所あるなしに関わらず、町内に限定しないということで一定の答弁をさせていただきます。

それと第25条の汚水排水量の認定であります、これにつきましても施行規則第17条で一定の基準は示させていただいております

が、基本的には水道水の使用水量としておりますが、地下水等の給水装置から給水して公共下水道に排出している場合、又は製氷業等で使用する水量と汚水排水量と異なる場合は、その認定基準については施行規則の第17条で一定の基準を定めておりますが、細部にわたっては認定基準を設ける必要があることから、今後さらに他町村の実態等も把握しながら研究していく必要があると考えています。

それと第31条の関係ですが、公共下水道の施設の機能を妨げる土砂等の搬入の禁止であります。これにつきましても定期的に点検ということが言われております。これについても公共水域の水質保全という役割と目的を損なうことなく下水道を快適にするためには排水設備の維持管理が特に重要となってくるところです。そういうことから排水設備の仕組みと構造点検、清掃方法など留意事項等について説明会、広報等で十分に周知するとともに管理につきましても我々管理体制を十分に徹底していくということが必要だと考えています。

以上がご指摘いただいた点でございます。

小野委員 その中で、除害施設のことで吉川委員から質問されて、「現時点では手元に資料がございません、今後調べてまいりたいと考えています」と、このことには全然触れておられないで、今触れてもらったからそれで結構ですけれど、そういうこともあります。

それから私からお願いということでしたのですが、以前も5条関係で、吉川委員も聞いておられたのですが、改造していくのは新設に限るというような改造と考えているというような答弁をいただいていたのですが、これについては私も意見を言っているように指定業者と見積もりを取る時点で住民の方がこの条例と規則だけやったら、換えないといけないようになっている。ストレートに読んだら。それで、その時も言っているようにここはちょっとそういう思いがあるのだったら、変えていただきたいと。新設される場合は75ミリの普通の浴槽、トイレ等の排水管の内径、大概の家庭ではこれより小さい、下水を供用開始するにつけてそれらをつなぐ場合はそこまで業者はチェック

クするかもしれない。これを換えてもらわないと通りませんとか、また今度検査される職員の方が換えていないということでおかしいと言われたらあかんので、これはどっかに文章で補填してもらいたい。これは今の説明の中では触れておられなかつたので、そのところはお願いしたいと思う。

上下水道部長 条例第4条と施行規則第5条の関係ですが、これは全体的に既設の管とか調査しております。我々が知る範囲では衛生器具を販売している会社等に問い合わせて見ますと、ほとんど既設の分についてもこの基準をクリアされているということを聞いておりますけれども、我々その辺の実態も把握した中で委員が申されることを研究していくたいと思います。器具はこの管径しか入らないと聞いておりますが、落ちるところは大きいが末端ですばんでいる場合があるように聞いておりますので、その辺も調査していきたいと思っています。

小野委員 そういうことは、細いものが入っていたら換えさせないといけないという考え方ですか。その点だけ押させておきたい。

上下水道部長 我々としては工事の検査の基準を設けなければならないと思っております。検査体制もしていく必要があろうかと考えています。どういう方法で検査するかということも研究してまいりたいと考えていますのでご理解お願いしたいと思います。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第46号については当委員会とし

て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、斑鳩町公共下水道事業加入負担金に関する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

- 下水道課長 (議案書朗読、要旨により説明)
- 先ほどの下水道条例と同じく簡単に説明させて頂きます。
- 受益者についてですが、下水道法第10条において「供用開始区域内において排水設備を公共下水道接続しようとする者」と「建物所有者」が規定されている事から、受益者は建物所有者としています。又、1戸10万円については、個人住宅も共同住宅も公共まで工事費は同じである事から同額としています。
- 委員長 説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。
- 小野委員 最後に説明のあった部分で、どこかに明文化してあるのかと思っているのですが、どうも勘違いしやすいと思うのです。1戸当たりという考え方とそれから建物所有者という考え方、下水道が完備されれば土地の値打ちが上がるんだということで理解していますが、そしたら建物所有者でいいのかなと思うし、そういうことがあるから明文化できないのかと。そしたら公共ますを設置するときに、今住んでおられる方に場所をどこにしますかということで聞いておられて、そこへ設置している。それからここの土地は500m²あってもう1箇所付けてほしいということで、1宅地の中に2つ施工したところもあると思う。それらの実態というかどういう形でしてこられたのか、また公共ますの位置の妥当性があるのか聞いておきたい。
- 上下水道部長 その加入負担金という考え方ですが、都市計画法75条に受益者負担金、土地に含まれるということで考えており、これについては小野委員が言われるように土地の地価が上がるということの受益というところで考えておりますが、現在我々としては負担金ということで、事業

費の一部を返していただくということから、基本的には先ほど課長が言いました土地とはなりますけれども、土地と建物が同じ場合はその所有者が負担する。土地と建物が別の所有者の場合については、建物の所有者に負担していただく。ただし土地の所有者の同意が必要であろうと考えています。こういうことで負担金を徴収していくこうということです。

それと加入負担金の1戸当たりの考え方につきましてはあくまでも公共ます1個に対しての10万円であります。ただ町長が特に認めた場合は一定の基準が設けられています。ただ、1つの敷地で加入負担金を払われて今後分筆とかされ、別の所帯が住まれる場合については負担金を徴収していくように考えています。基本的には1つの屋敷に1戸ということで考えています。

それとマンションと工場等に対して10万円としたことについては、公共下水道の事業費の一部を負担してもらうということから、ここまで公共事業については同程度かかっていると。あと使用水量等については使用料で徴収していくこうということの中で、マンション等についても10万円としたということでございます。

小野委員 部長が最後に言われたところで、そしたら分筆をする予定のところで仮に宅地が大きいから2つにしてくださいということで、2つ公共ますを設置してあって、1宅地で2つ公共ますを入れてあってもつなぐときにこれだけいるんだと、もう少しこれに対する明快なものはないのか。

上下水道部長 平成5年当時に説明したときに公共ますの設置基準というのを委員会等で報告している経緯があります。現在これで運営はしておりますが、若干この基準等を修正していかなければならぬこともありますので、今後このような取り扱い基準につきましては、まとまった時点で委員会にも相談して決めていく必要があると考えています。

小野委員 ですから、平成5年から公共ますを設置してきているのですから、それでどういう取り扱いをしているか聞いています。その時の基準と違うことで施行するのなら問題はあるけれど、同じことでしょう。あのときは受益者負担金ということでやったと思う。平米当たりでいくとか1戸当たりでいくかとか議論した中ではじいたと思う。200m²を標準の宅地やといろいろ議論してそういう記憶があるから、そういう思いで10年ほどしてきておられるし、皆そういう説明を受けながら公共ますの位置とかは基準はあるのです。そういう住民に後からこれを条例として縛りをかけるのですから、その辺のところ精査してあるのだったら精査してあるように出してもらわないといけないという意味で質問させてもらっているのだから、そういうことについては大丈夫なんですね。

上下水道部長 基本的に平成5年当時に出した設置基準と変わりはございませんけれども、条例を受けての設置基準となりますので、その辺の文面の整理もしていかなければならない。ただ基準だけ先歩きとなっていますので、その辺の整合を取っていく必要がありますのでもう少し時間をお時間をいただきたいと思います。今後まとまりましたら委員会等で報告させていただきたいと思います。

小野委員 そういうことを踏まえて、私も含めてなんですが、現行で進んでいくようになぜそういうことをあの時点で条例制定を棚上げしたのか、今になったらおかしかったという疑問を持っているのです。それらのことがあるということで、条例が制定できていないのに現場は進めていったと、供用開始という目標がなかなか定まらなかつたという条件はあるのだけれど。今までの事業を進めていてた方たちの理解を十分得られるように進めてもらいたい。でないと現場とこちらの方と混乱する。その点も今後もきちっとやってもらいたいと思います。

吉川委員 6条の関係で、よく名義書き替え料とか変更する場合に考えておら

| | |
|------------|---|
| | れないですか。 |
| 上下水道 部長 | これは土地に定着したもので名義が誰に替わろうと一定の手続きは必要ですが、その使用料については考えておりません。 |
| 小野委員 | 新しく宅地とされたときも同じように公共ますはこちらで設置するのですか。確認申請が出たときにはそういう考え方でよろしいですか。 |
| 上下水道 部長 | 公共下水道整備後に新たに家を確認申請で建築される場合については、公共ますまでは町が費用を負担する。その後は受益者が負担するわけです。それが基本になっておりまして、あくまでも申請に基づいて公共ますを付けて、そこで負担金を取っていくということで考えております。 |
| 小野委員 | 宅地造成を開発などしておられるときに、1つずつの宅地の中で公共ますを施工業者からの要請によってやっていくと、そしてそこへ建物が建ってきて公共ますを接続した時点で負担金を徴収するようになっているんですね。その間でもし分筆された場合とかになってきたときには、また新たに公共ますの設置ということで道路をまた割ったりとか考えていかなあかんと思うけど、その点については水道と同じような考え方でよろしいですか。 |
| 上下水道 部長 | 我々基本的には宅地造成デベロッパーがされる場合についてはそこまでは全部工事していただくと、後増える分について、例えば1区画を2つに割られて分筆して個人が買われて建築されるという場合には、公共ますを町が設置していく必要があると考えています。 |
| 小野委員 | 公共ますの設置は町の負担ですね。だから今の部長の話ではデベロッパーが宅地開発するときにはデベロッパーが公共ますの設置までやつてもらいますというのはどういう意味なのか。たとえば行政として |

は宅地ができたとこへは公共ますを設置していかなければならない義務が発生している。それはこちらの方の経費でしなければいけない。だからそれらについての経費は当然町が負担しなければいけないのではないのか。下水が供用開始になって新たに宅地ができる場合、それは公共ますを設置する場合は町の責任ではないのですか。

上下水道部長 現在考えておりますのは、例えば宅地造成をデベロッパーがされる場合については、事前協議等されるときにその費用等についても協議していくということで考えています。基本的には我々としては業者がされる場合についてはデベロッパーの方でお願いしたいと考えております。デベロッパーが造成される場合、そこへ排水管も全部する必要があると考えておりますので、その辺の取り扱いも今後協議していく必要があると思っています。

小野委員 下水道事業を進めていく中での基本的な考え方の中で、ちょっとおかしいなということがあるから、それは後日議論いたします。

委員長 その開発した業者に公共まで工事をお願いすると、その費用を町が負担するということですか。

上下水道部長 基本的にはデベロッパーが利益を目的としてそういう造成をされるという中で、デベロッパーに負担をしていただくのを原則とさせていただきたい。個人が公共までをする場合については町が負担をする。宅地業者と個人がされる場合とでは変わってくると考えています。

小野委員 差別したらいかんと思う。デベロッパーにそれだけ負担させて、個人の場合はいいという考え方には違うと思う。下水道法をちゃんと見たらいい。下水道というのは公共までのことです。水道は本管排水管までやと。そこへ口を開けに行くのは個人の負担です。そこに違ひがあると思う。あくまでも公共まででは公共の施設、だから負担

金でも公共ますへ接続するときに負担してもらいますと。あそこまでは公のもの、そういう大前提があるように思うからそこまでは下水道事業の中ではないといけないし、公共ますから奥は個人のものです。それが大がかりな宅造やから、そこまでの設置を義務づけ、それから下水管にみんな開けさせて公共ますを付けている工事を負担させるというのは絶対おかしいと思う。それは今後きちっと考えてもらいたい。それはもめる元だと思う。

助 役 委員長おっしゃるように公共ますまでは公共的な形で施工しなければならないと思います。ただ辻部長が言っていますのは、大きな造成が出てきたときに相当な工事費がかかる。果たしてそれを町が対応できるかということも出てくるおそれがあります。そういうことを考えた場合に、民間デベロッパーに負担をしていただくということをやつていこうとこのように考えておるわけです。相当費用がかかる場合については行政的にはデベロッパーに負担してもらわないといけないと思います。ただこういった場合にもその状況を見て、どうしていくかということをその業者と協議しながら煮詰めていかなければ、議長がおっしゃるように不公平が生じるだろうと思います。そこらを含めて町としても検討したいと思います。

吉川委員 私の勘違いかもしれません、公共ますまでは町がみんなやってくれますね。そこへつなぐのは個人であろうが業者であろうが皆負担するのと違うのですか。

委員長 暫時休憩します。 (午前10時05分)

委員長 再開いたします。 (午前10時35分)

吉川委員 休憩前に出た問題ですが、町の方で基本をまとめてもらってできるだけ早く議会の方へ提出してもらいたいと思う。

| | |
|------------|--|
| | |
| 委員長 | <p>これでよろしいですね。</p> <p>これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 委員長 | <p>異議なしと認めます。よって議案第47号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第48号、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。</p> |
| 下水道課 長 | <p>(議案書朗読、要旨により説明)</p> |
| 上下水道 部長 | <p>前回ご指摘いただいた分の説明だけさせていただきます。</p> <p>まず第2条で、浄化槽の関係で重複するのではないかということの意見があったと思います。2条の浄化槽と連結する便所を改造するための工事としておりますのは、この下水道条例の定義の中で排水設備はし尿浄化槽を除くとされておりまして、この2号を設けないことは浄化槽の改造費も融資のあっせんにならないということから、別に2条で浄化槽と連結する便所の改造についても対象工事にさせていたいとしたことでご理解をお願いしたいと思います。</p> <p>それと、5条と10条等の中で本人が申請される手続きについて簡素化してほしいという要望でございますが、これにつきましては町にされる申請それと金融機関にされる申請についても十分協議していく必要があると考えていますので、その辺はできるだけ簡素化を図っていきたいと考えています。またその辺の手続き等につきましても、今</p> |

後指定工事店等が決まれば、その業者も集まっていただきまして、そのような指導もしていきたいと考えております。できるだけ皆さんに簡単に手続きをしていただきて、その分多くの方に接続してもらうのが目的でございますので、心がけていきたいと思っております。

それと 14 条の関係でございますが、これにつきましては町が損失補償するということの文言でございますが、これも取扱金融機関との協議になりますが、他市町村も同様の内容となっておりまして、これらの実態を調査いたしますと、町が直接補完することになるのは裁判所からの破産宣告を受けられたのみということで聞いておりまして、そこまでは金融機関が全て処理されているということで、実例的にはあまり存在しないように聞いておりますが、その辺につきましても十分注意していく必要があると思います。それと金融機関が努力していただき、なおかつそれで損害が出る場合についても、我々が法的手段をとっていく必要があろうかと考えておりますので、債務保証が町に直接町に負担とならないようにと考えております。

委員長 説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 4 条の関係ですが、私は 60 万円の限度額について何とかしてもらわれないかとお伺いしています。

それと説明の中で、5 条の 2 号の町税の完納書なんかは町で調べて簡素化はできないのか。

それといろいろ申請書なり書類を提出しなければいけないのですが、大概業者に任すと思います。だから指定した業者の中でこういう申請はある程度の業者間で共通してもらいたいと思いますので、指導をしてもらえるのか町の考えをお聞きします。

上下水道
部長 1 点目の 60 万という限度額ということでございますが、標準的な工事については 50 万円程度で収まるということを考えておりまして、それと加入分担金 10 万合わせて 60 万円にさせていただいてお

ります。便器等の模様替えをされたというものについては融資の対象になりません。あくまでも水洗化するのにかかった金ということで捉えております。60万を限度ということでお願いしたいと思います。

納税証明の関係につきましては、個人情報の関係で我々としては直接調べられないということで、これは税務課の方で十分協議させていただいておりまして、1つの方法としては、本人さんの承諾をとって税務課の課員で滞納がないということを確認していただいた書類でいけるかどうか、これから協議はしますが、できるだけ簡素な方法で持っていきたいと考えております。

手続きについては、指定工事店を来年の6月までに決定していくことから、みんな集まっていた中でご指摘の分についても十分協議していきたい。現在水道でも全部公認業者が申請されております。その方法でやっていきたい。手数料については取らないということがベターでありますので、取らないという方向で考えております。

吉川委員

2点目の件で考えているというけれど、今日これで可決したら、町の完納書で書いているのに消すわけには行かない。皆さん真剣に検討してほしい。先ほど小野委員も指摘されたように何1つなおしていない。言い訳ばっかりや。出来るやつは1箇所くらいみんなの意見を取り入れてくれないかん。

上下水道
部長

ここで納期限の到来した 町税を完納した証明書ということで、その辺は先ほど申しましたような方法で対応していこうと考えていますので、納税証明書ということでは考えていませんのでお願いしたいと思います。

吉川委員

ここで町税の完納書ということで謳ったら提出しなければならない。こう書いているけれども中身は考えていくということにはならんと思う。

| | |
|--------|--|
| 上下水道部長 | これはあくまでも町税を滞納していないことが確認できる書類ということで考えていますので、我々としては書類としてもらいたい。その書類の提出方法については先ほど言いましたように、本人さんから先に完納証明を取っていいという承諾書をもらうとか、役場へ事務に行ってもらわなくてもいいような方法で考えて行く必要があると考えています。 |
| 委員長 | 完納ということは滞納しておられる人はいませんね。今1万戸ある中で、滞納しておられる人は何軒か解りませんね。 |
| 総務部長 | 何軒滞納になっているかということにつきましては調べなければ解りませんが、一応徴収率から見て平均90%の徴収率がありますから、そういう中で滞納はあまりないと思っておりますが、そういう関係につきましては、下水道部長が申しておりますように、本人からの個人情報を取ってもいいという承諾書を付けてもらえば、町が本人に代わって税務課で完納証明を取れるということの取り扱いでクリアしていきたい。その取り扱いについては内部決裁を取れば足りると思います。 |
| 吉川委員 | 今町の方で徴収特別班までつくって滞納について努力してもらっている。それは滞納があるかないか調べなければいけない。それは解つてはいるはず、人に公表するのと違う。 |
| 総務部長 | 特別徴収班につきましては、徴収委員としての関係の手続きを追いながらそれについての中で知り得た情報ですので、それが一般的な関係については個人情報ということで、税の徴収、課税以外の目的に使うということはできません。 |
| 吉川委員 | 私は何も公表したりするのと違って、役場調べた資料があるわけです。私が仮に申請したら、税務課へ行って完納している証明書をもら |

ってこないと信用してもらえない。だからそういう手続きを省けないかとお願いしている。そしたらどこが滞納しているか直ぐに分かるはずや。それを町の方で指摘できると思う。だから私はお願いしている。

総務部長 先ほどと同じことを申し上げますけれど、それは本来課税等のための情報でございまして、それらについては問題があるわけです。そうした中で許される範囲の中で、本人の承諾の証を見せていただければ、その範囲内で税務課でその者がその情報を知るという中で、完納証明書をつけるということになります。

吉川委員 仮に私が単車を持っていて、単車の税金を納めていなかったら督促状が来るわけです。そしたら分かっているやないか。

総務部長 それをおっしゃっているのは税務課の職務の中で分かっている問題でございますので、それが同じ町の職員でも担当以外の職員が知ることは個人情報に抵触するという意味で申し上げているわけで、税の徴収等の資格のない者はそれを知り得る義務はないということです。

吉川委員 くどいようですが、部長の答弁やったら督促状出すのもいかんようになるやないか。私が申請を出したときに指摘してもらうだけ、初めから調べてあかんでということでない。私が出したものを間違っていないか精査するのやんか。その時に税務課で点検してもらえないかと言っている。

総務部長 本人が行かれて確かめることは問題はございません。ただ税務課以外の職員がそのことを聞くことについては個人情報保護法に抵触することです。

吉川委員 申請書は出すけれど、しかしそれが間違っていないかは町で検査してもらえると思う。そのチェックを町の中なのでできないのかと言つ

| | |
|------|---|
| | ている。 |
| 助役 | 先ほど総務部長が言いましたように、税務税金等に関する職務は税務課職員がその職について執行するということでございます。それを他のいろんな関係に使用していくとかいうことは、個人情報に抵触するということです。例えば私の税の関係を税務課から来るものについては納得できると思うのですが、これが総務部長が私にそれを言つたら、何で解ったのか、おかしいやないかと、ということに必ずなってきます。そういうことを含めて税の関係についての事務処理についてはこれはだめだと、吉川委員がおっしゃるような他の者にそれをチェックするとか、対応するとかというのは禁じた法律もございますし、そういうことでできないということでご理解願いたい。 |
| 吉川委員 | これは研究しますわ。今ここで議論してもどうにもならない。 |
| 小野委員 | 今のに関連して、確かにこれは下水道課の職員が申請を受ける者の中で、そしたら総務部長が言っているのは個人情報に抵触するおそれがあるから他の職員がそれを見ることはできない。そしたら本人がその職員に委任した場合、完納証明書の添付の代わりにこの申請の中で、私が完納しているかどうか下水道課の職員に委任しますというような書式のものを代用で出した場合はどうなる。 |
| 総務部長 | 私が先ほど申し上げているのはおっしゃるとおりです。あらかじめそういう書式を定めてそれを職員にそのことを委ねていただければ、その職員は税務課へ行ってそのことを調べて、それをもって完納証明書として書類が整うわけです。 |
| 小野委員 | そうしたときに、吉川委員は前から言われている。それをここへ盛り込むわけにはいかなかったのですか。その点どうですか。 |

総務部長 それは内部の取り扱いの問題でございますので、内部的にそういう一つのものをもって代えるものとするという決裁を取つておけばそれについての条例に当てはまるということになります。そういう解釈をしております。

小野委員 前回の時にあれだけみんなこうしたらどうかと、一人ずつ住民の立場に立ってものを言っているのです。だからあくまでもほとんどそれらを組み入れていない。配布してもらってから。私はそれを見て憤りしかないです。そこらの点をちゃんと補填してから出してきなさいと言っている。だからこういうことを何回も繰り返さないといけない。何とか1つぐらい考慮したものをしてくるのが提案してくる執行部側と違うのかと。だからそのこともある程度期待して全協を開かせてもらっているし、その時は時間的なものもあるので黙っていたけれど、僕らは委員会でもの申せるやろと。だからそういうのをもっと裏付けしてペーパーにして出してほしかった。そこらをきっちりしておかなかつたら、住民とトラブルを招くもとだと思う。条例は条例やねと、準則やから別に構わないんだと、何のためにあれだけの時間を費やしているのかということになる。何で総務部長が言ったことをここへ盛り込めないのか。

上下水道部長 先ほど言いましたように、手続き上については簡素化ということでご指摘いただいておりますので、その中で金融機関との関係も十分協議していきたい。さらにそういう納税証明については、先ほど言いましたように申請者から委任をいただくというやり方も1つの方法だと思いますので、そういう方法等について内部で現在調整しております、ご指摘の分については我々としては証明書を付けてもらいたいということでありますので、その辺手続き等については申請者にご迷惑をかかるないように考えております。

小野委員 それと前回14条についていろいろ議論が出ましたが、今日の部長

の説明では分かるような気がします。あの時は総務部長も含めて答弁の仕方がバラバラだったと思います。この条例の施行するまでにはきちっとしたものでまとめていただきたい。

その中で私は施行日についていろいろ疑問点を投げかけましたが、この指定工事店の規則で施行日が平成15年4月1日から施行するとなっています。これ業者の立場に立ったら、だれも15年の4月に施行されて15年の4月に登録する業者はいてないと思います。登録の期間がありますね。5年したら更新しないといけない。15年の4月に登録しても指定業者が動けるのは供用開始の日からです。業者の立場に立ったら登録期限が早く来るということです。だから17年4月に供用開始したら、3年間しか有効期限がない。なんのメリットもない。これはなんでかと言ったら、早くつないでもらうためやとかそういう答弁しかないし、早く住民と交渉してもらっている住民の不安を取り除く方がいいとか、そんな答弁しかもらっていない。これは規則のことですから今日は上がっていないのですが、その見積をしてもらうためにこの業者を設定する規則が出きるのです。それが融資ができるのは供用開始が当然そうなんです。供用も開始していないのに融資もできない。何でこれだけ15年になっているのか、もう一度教えてください。

上下水道
部長

まずなぜ早くかということですが、町長の提案趣旨説明でもありましたように、現在供用開始までは、20以上の自治会、世帯数で1650ということですが、その中で水洗化を進めるためには一方通行になつたらいけないということで、住民に集まっていただいて会合を開いてもらう必要がありますが、それには相当な期間が必要があるということから、早い時期にしています。それと指定工事店についても、実際住民の良き相談相手になるということから、それと行政と住民の橋渡しとなりますことから、こういうことで早く指定工事店をつくっていただくことで、我々としては住民に対するPRになるし、業者については相談相手になれるということから、できるだけ

早い時期ということで、付則の規定でさらに巡回等もさせていただけ
るというのが現状でございます。

小野委員 だから良き相談相手として登録されたのはこういう方ですよ。そ
ういう人の指定期間は5年とする。そしたら2年間は営業期間やと、実
際仕事が出来るかできないかという話は17年供用開始の後からや
と。だから何で15年にしてあるのかは、早くつないでもらうとい
うことにはならないと思う。

それから早く登録したらこういう業者が登録されていますとい
うことで宣伝になるから業者としてはそうしつかなかんと思ってやる方
もいるかもしれないが、実と合ってこない。早い目に登録しなさい、そ
したら需要のある住民の前に行政が連れていくってあげますよと、そ
ういうことに加担しているのと一緒にのことやろ。それらが実態と合って
いないいちぐはぐなやり方やと言っている。意見として言っておきます。

吉川委員 先ほど町へ委任されたら町が調べるということで、私はこれで了解
したいと思うのですが、これ実際にどこで謳うのか、説明するのか。
私たちは分かるけれど一般の方は分からぬから、そこらの方法だけ解
りやすいように整理をしてお願いしたいと思うので、考え方だけ聞か
せてください。

上下水道
部長 今後供用開始までには供用開始の手続きの仕方等説明会を開く必要
があります。やはり指定工事店等をする場合は指定工事店に対して説
明会を開く。その席上で十分ご指摘があった分については説明してい
きたいと考えています。そういうことで周知していきたいと考えてい
ます。

吉川委員 最後にお願いですが、今も小野委員からお話をあったようになぜ15
年4月1日からするんやということにはいろいろ議論があった。これ
可決した場合には、来年4月から前向きに作業してもらわないと、な

ぜみんなが努力して制定したのに、なにも作業がなかつたら何のために制定したのか解らないから、前向きに作業を進めていただくよう要望します。

また各申請書についても、簡単に出来るものについては鋭意工夫してもらいたいと思います。この2点を特にお願い申し上げたい。もし皆さんの了解が得られるのなら、もしそこへ付け加えるものがあったら要望として付け加えていただければありがたい。

小野委員

吉川委員のおっしゃる通りだと思う。だから町で制定したわ、それだけで全然今までと同じで変わらないというのは、まったく何のために議会で真剣に審議させてもらっているいろいろやっているかというのは分からないので、条例が制定されたからにはそれらをフルに活用して、供用開始の日が来たらさっと出るように、早くつないでもらいたい。その点今吉川委員からみんなに言ってもらっていますから、当然私も同じ思いですから、委員会として委員長報告に入れてもらったらありがたいと思う。その点について思いを言ってもらった方がよろしいですね。

助役

今委員各位から下水道条例の関係についてのいろいろな意見をいただきました。これまでより慎重に長時間審議をしていただき、いろいろご意見をいただきました。町といたしましては、やはり条例の施行規則の執行については住民に分かりやすい形で、また住民に納得していただけるような手法で取り組んでまいりたいと考えています。先ほども議長が申しましたように、下水道3条例が通していただくことになりましたならば、やはり整備のできた地域については説明会を開き、これから整備できる地域についてはパンフレットか広報等で説明し、いろいろ対応してまいりたいと思います。従いまして、こうして意見をいただきましたことをやはり町民にも知っていただくことが必要であろうと思いますし、そういうことを含めた対応をしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

| | |
|-----------|--|
| | |
| 委員長 | <p>これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 委員長 | <p>異議なしと認めます。よって議案第48号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第51号、平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。</p> |
| 下水道課 長 | <p>(議案書朗読、補正予算書により説明)</p> |
| 委員長 | <p>説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。</p> |
| | <p>(質疑なし)</p> |
| 委員長 | <p>これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> |
| | <p>(異議なし)</p> |
| 委員長 | <p>異議なしと認めます。よって議案第51号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第53号、平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 上水道課 長 | (議案書朗読、補正予算書により) |
| 委員長 | 説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。 (質疑なし) |
| 委員長 | これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。 |
| 委員長 | (異議なし) |
| 委員長 | 異議なしと認めます。よって議案第 53 号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。 次に、認定第 10 号、町道認定についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 |
| 建設課長 | (議案書朗読、参考資料により説明) |
| 委員長 | 説明が終りましたので、質疑をお受けいたします。 |
| 吉川委員 | この認定に関係ないかも分からんけれども、345 号路線は上の富雄川って書いてあるどの辺まで町道認定になっているのか。 |
| 建設課長 | ただ今ご質問いただいてます 345 号線なんですけれども、これにつきましては、御幸大橋から今現在認定しました路線の所までという形でございます。 |

| | |
|------|--|
| 吉川委員 | ここから安堵町ですか。 |
| 建設課長 | この河川につきましては、行政界という事になっておりますので、安堵町です。 |
| 委員長 | 他にありますか。小野委員 |
| 小野委員 | 前にも聞かせてもらったんかなと思うんですけど、認定という事についてこれは議案書、1枚目は認定に附するという路線ということでその次に町道認定についての参考資料と書いてあるからここから後は参考資料なんかなと。認定ということについては議案書とその次の1ページ目だけ。そうすれば資料1として別に付けさせていただいているのですが、このことは前回の委員会でちょっと分かりにくいくらいなものがあるということで説明もこれも参考資料として付けてもらっているのですが、これ別にしてもらわない方がもっとはっきりしたんかなと思うんですが、認定という書類としてはどこまでが正当なんですか、そういうのをちょっとお願いします。 |
| 建設課長 | 認定につきましては起終点の関係が出てくるわけですけれども、これによっての協議事項になりますので、現在委員が申されているように1枚目は議案書として、2枚目がそれにかかるということですのでそれから以降につきましては参考資料ということになります。 |
| 小野委員 | そしたら2枚目のA3の部分の横長になっているのは、今課長が言うように起終点載ってるし、ただ延長と幅員が載ってるだけ。そしたらその中で整理番号1番はどんなんですかというのはこれを付けてもらっているし、これと一緒に例えば今日資料として配布してもらっているものに入れといつもらった方がよかったです。今後またそういうことも配慮してもらいたいと思います。 最終的に再度確認させていただきます。最初に付いてる整理番号6 |

の図面では現地がどうであるのかという疑問もありますので、これら今認定に書かれている路線については全て配水管、道路としての施工が全てされておって、アスファルト舗装も割りと厚みにしても路盤にしてもきちっとしたものが出来ていると、そういう路線ばかりであると確認しておられるのかどうか、その点と併せてお願ひします。

建設課長 開発道路の関係でご指摘いただいておりますけれども、認定する前にそういった検査等はされているのか、確認されているのかということなんですけれども、それと併せて埋設管等につきましても、公共的な埋設物、特に路面排水、また污水管の埋設については開発申請の段階でこの道路も併せて町の方で移管していただくという形での協議をしております。そういった協議が終わりまして施工される中で回答としては開発工事施工後確認して検査を行って寄付を受けるという形で確認しまして、その後工事が進行をされた後にそういった検査を町の方が行いまして、現地の確認等しまして認定をしております。ですから今申されているように配水管等についてもそうですし、また舗装についても完了した事の確認を全部させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

浅井委員 ちょっと教えてほしいんですけど、町道339号線これ占用を取つていただいて、今行政界このここから200位上まで行かれましてそこから安堵がずっと富雄橋の上までですか。その点と、今度占用取つてもらうとこから神南の踏み切りありますね、あれ降りて安藤土木までかな、この間の町道がどうであるか教えていただきたいと思います。

建設課長 整理番号4番、7番の関係なんですけれども、その関係でいただいておりますけれども、まず添付資料として添付させていただいております1/10000の地図が4枚目になります。その中で大和川と富雄川の河川があります。この河川の区域が行政界となっておりますので、その地図をご覧いただければ一番よく分かるのではないかとい

うことで今現在この4号、7号に附しております残った所ですのでその残った所までが行政界ということでご確認いただきたいというふうに思います。

それと町道認定の区間ということなんですけれども、これにつきましても先ほどの委員のご質問でご答弁はさせていただいておりますけれども、富雄川堤防線の区間につきましては、起終点の関係は、345号線の起終点は御幸橋の所の堤防の所から今の行政界までが345号線ということです。それから御幸橋から大和川の下流側についての町道ということなんですが、この件につきましては御幸大橋から今ご指摘いただきました旧の三代川にかかっております橋の所までが437号線として町道認定をいたしております。以上です。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第10号については当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります、公共下水道事業に関するこについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課 長 継続審査であります公共下水道事業に関する事についてまず始めに流域下水道事業の11月末時点の進捗状況を説明させていただきます。竜田川幹線管渠第2号の2の工事「西安堵からから割烹松岡」までの工事でございますけども、約82%の進捗率となっておりおります。次に竜田川幹線管渠第3号の2の工事「稻葉車瀬の発進基地から割烹松岡」までの工事につきましては、ほぼ完了いたしておりまして、完了検査を受ける状況となっております。次に中継ポンプ場築造工事

は、約70%の進捗率であります。次に竜田川幹線管渠第4号の工事「稻葉車瀬の発進基地から三郷町勢野」までの工事につきましては、県議会で議決後、着手され平成17年9月30日迄の完了予定で進められる事になっております。

次に町の公共下水道の進捗状況についてでありますと、6月議会で議決をいただきましたコーポ東浦前の流域下水道への接続の公共1号は、予定通り完了いたしております。

次に歴史的環境整備街路事業であります西里垣内南側の東西線である公共5号につきましては、約50%の進捗率であります。なお、法隆寺西大門から富の里までの公共6号につきましては、約30%の進捗率であります。次に服部2丁目の公共7号及び8号は、約10%の進捗率であります。次に服部地区の区画整理事業の施工に伴います下水道の計画につきましては、下水道の計画区域の変更の手続きを進めているところであります。以上簡単ですが、公共下水道に関するについての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終りましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終ります。

次に、町営住宅建設にすることについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

建設課長 町営住宅建設についてでありますが、12月本会議初日に町長から工事の進捗状況を報告致しましたが、その後あまり状況についての変わりはありませんが、報告をいたします。本体工事につきましては、居住棟1階の柱及び壁及び2階のスラブと手摺のコンクリート工が完

了いたしましたところであります。年内には2階部分の柱と壁、3階のスラブと手摺のコンクリート工まで完了する予定で現在進めております。本日付によります進捗率は本体工事が22%、電気設備工事が21%、エレベーター工事が6%であります。また建替え移転の対象となる入居者の方への説明会についてであります。第2回目を行つたところであります。五百井団地につきましては、11月24日日曜日午後1時30分から五百井公民館におきまして入居者9名の方の出席をいただきました。また興留団地については11月29日金曜日午後6時から東公民館において2家族の方5名の出席をいただきまして、それぞれ説明会を実施したところであります。主な内容といたしましては、建設工事の進捗状況、工期の関係、また設備内容及び居住内の間取り並びに移転入居の傾斜家賃等についてご説明をさせていただいたところであります。また年度末頃には建設工事の進捗状況を見ながら現地を見学していただいた上で、早い時期に団地の入居者の方にお集まりをいただきまして、部屋の決定等をしてまいりたい旨の説明をさせていただきました。また、当日入居者の方についてであります。が、移転入居についてのご承諾をいただいたところでございます。なお、住宅家賃についてでありますが追手団地2、長田団地同様、五百井・興留団地の入居者に対しましても住宅建替え事業であることから、家賃もいっきに上がるため、住宅建替えの特例措置として段階的に新家賃に近づいていく傾斜家賃方式を取り入れ、新しく入居後5年間は家賃は減免されるということになります。その差額につきましては、国より家賃対策として補助を受けることになっております。例えば2DKの場合は最低家賃としては27400円が新家賃でありますが、1年目は6200円ということで毎年4200円程度の上げ幅となります。3DKにつきましても、31400円が新家賃でありますが、1年目は6900円で毎年4900円程度の上げ幅となる事を説明いたしまして、ご理解を得たところでございます。以上が町営住宅建設にかかります説明であります。

| | |
|------------|---|
| 委員長 | 説明が終りましたので、質疑意見があればお受けいたします。 (質疑なし) |
| 委員長 | これをもって質疑を終結いたします。 本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終ります。 |
| 委員長 | 次に、各課報告事項として、議案第49号 平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。 |
| 観光産業 課長 | (観光産業課に係る補正予算の説明) |
| 建設課長 | (建設課に係る補正予算の説明) |
| 歳整備課 長 | (都市整備課に係る補正予算の説明) |
| 委員長 | 説明が終りましたので質疑、意見があればお受けいたします。 (質疑なし) |
| 委員長 | これをもって質疑を終結いたします。 議案第49号、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのうち、当委員会に属するものについて、当委員会として了承するということでおよろしいですか。 |
| | (異議なし) |

| | |
|------------|--|
| 委員長 | <p>それでは、本件については、当委員会としてこれを了承することといたします。</p> <p>次に、市街化調整区域における容積率等の指定についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。</p> |
| 都市整備 課長 | <p>それでは市街化調整区域における容積率等の指定についてご報告をさせていただきたいと思います。平成12年の建築基準法の改正によりまして、用途地域の指定のない区域の容積率、建ぺい率等の制限につきまして、都市計画としてしなければならないということになりましたただ今県にてその作業が進められております。法改正の目的でございますけれども、建築基準法では一律に建ぺい率が70%そして容積率400%となってございました。そうしたことでの日照等による問題が生じてきているということからその防止のため今回改正が行われたということで聞いております。しかし、奈良県の場合では用途地域の指定のない区域と言いますのは市街化調整区域でございます。市街化調整区域と言いますと市街化を抑制する区域でございますので、奈良県の場合日照等の問題が発生するということはありませんで、前年的に補填強化を行うということは認められないということで一律的な強化は行わないということで現在考えられております。奈良県から示されております基準といたしまして、標準的には現行が適用されております建ぺい率70%、容積率400%ということで標準基準値として指定を出されるようなことになっております。もう1つ、他の法令の規定がなされている地域においては地域ごとに個別の基準値を採用するということで考えられております。例えば風致地区がございます。第1、第2風致地区では建ぺい率30%容積率80%、そして第3風致地区では建ぺい率40%、容積率が80%ということに考えられています。そうしたことことで風致地区を一律的にこの要素を指定をすることになりますと、旧集落についてはこの条例適用以前から建築ということになりますので、の関係が出てまいります。そ</p> |

したことで住居として建ぺい率60%、そして容積率が200%というような率を採用していこうという事になってございます。

そして調整区域の中に農用地区域がございます。農用地区域については全国的に建築物の利用を規制しているということから建ぺい率50%、そして容積率が80%ということで考えられております。その中でも農業者の農家住宅、農業用倉庫、農業用施設は建てられるわけですけれども、そうした場合には特例ということで建ぺい率60%そして容積率200%ということで考えているところでございます。従いまして市街化調整区域に土地をお持ちの方、また住まれてる方に対して急激な強化ということにはならないと考えております。この件については、年明け早々に農業地の関係もございまして、農業委員会そして町の都市計画審議会への報告も行っていきたいと思っております。

なお、見直しにかかります決定 の予定といたしましては、平成16年5月までに指定しなければならないとなっておりまして、その予定で現在作業を進められておりすることから町としても早期に町案をまとめていくことになっております。以上が市街化調整区域における容積率等の指定についての今現在の状況ということでご報告をさせていただきます。

委員長 報告が終りましたので、質疑意見があればお受けいたします。

吉川委員 質疑というより、資料というのか説明書つけてもらわないと説明いただきてもピンと来ないですわ。次回でも結構ですのでこれに対する説明の資料をお願いしたい。

都市整備課長 今説明をさせていただいた内容については、今現在の考え方等の説明をさせていただいたという事でございますので、その辺の区域とかこれから整理していく今までまた改めて委員会の方に提出をさせていただきたいと思います。

| | |
|-----------|---|
| 委員長 | 次に、第1浄水場整備についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 |
| 上水道課 長 | 第1浄水場整備についての説明でございます。生物の馴養が予定通り進み、浄水が水道水として適合するかどうかが先月11月12日に採水し、西和衛生試験センターで水質全項目－46項目を試験した結果、11月22日水道水として適合した水質であるとの結果をいただいております。それによって、水質管理の採水した後も水質を維持していることから自己水を新浄水方式による切り替えを26日に行い排水開始し、翌27日から旧施設のばっき槽、混和池、トリータ、沈殿池ろ過池の撤去を開始しております。現在解体工事もほぼ完了し、現在排水地の土留め工事、天日乾燥、薬注室の基礎工事を並行して施工中。残りの施設整備に取りかかっている最中でございます。また防犯工事については第1浄水場の周りの忍び返しのフェンス台塀等で整備し、センサーによる警報と連動のカメラを設置し、三井浄水場の方で映像が見られるようにしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。また水質管理も行っていくことは、もちろんのことですが、絶えず安全を心がけ努力してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。 |
| 委員長 | 報告が終りましたので、質疑意見があればお受けいたします。 |
| | (質疑なし) |
| 委員長 | 次に、前回の指摘事項についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 |
| 建設課長 | 前回の指摘事項についてでありますが、服部地区区画整理事業に対する工事車両の通行についてのご指摘をいただきました。この件につ |

きましては、道路安全及び道路保全として提出いたしましたこの指示、事業主で指示をいたしまして、その対応として回答をいただいたものであります。この内容についてであります、説明したいと思います。まず指示した事項として4点ございます。1点目につきましては、道路に工事車両等を待機させないこと、2点目は道路の幅員が狭い場所等については、ガードマンの配置計画書を作成し交通安全に努めるとともに、他の通行者の妨げにならないようにすること、3点目につきましては、工事施工に伴います道路を破損した場合は、道路管理者と協議を行い早期に復旧すること。なお破損が生じた場合はその都度通行に支障ないよう復旧に努めること、4点目としては標記指示事項に對しての回答を早急に提出願います。ということで指示をいたしました。それに対する回答でありますけれども、1点目につきましては工事車両搬入経路において待機はしませんということです。2点目につきましては、配置場所につきましてはA～D、これにつきましては別紙次のページで地図を参照しています。その中でA～D地点の4ヶ所4名を午前8時30分から大型車両最終通行時まで配置しますということでございます。3点目につきましては、道路管理者と協議を行うとともに、都度通行に支障にならないよう、早期に復旧します。また大型車両通行期間において定期的に道路管理者立会のもと、道路破損状況を確認指示に従い対処しますということです。4点目につきましては平成14年12月2日付けをもって報告いたしますということです。事業主でありますいかるがの里服部農住組合組合長名で報告をいただいたところでございます。以上簡単でありますが、報告とさせていただきます。

委員長 報告が終りましたので、質疑意見があればお受けいたします。

吉川委員 まず、このEのところはここには書いてないけれどもどうなっているのか。指示事項ということで神南の会長からもらっていますけれども、特にこの点についてはガードマンを置けとか、これはAからEま

でであるわけですけれども、向こうから計画書を持って来たんか、私はやっぱり町の方から P T A の関係も聞いていただいたと思うんですが、その関係でこの E が増えたんやと思うんですけど、E についてもそうですけど、塩田橋の西側も行けないんです、これ以上にまだ。そこらどうなっているのか、定期的に道路管理者と立会によって道路破損状況を確認するということですけれども、それからこっちは私も確認してないんですけども、定期的というのは何日位でしてはるのか。

建設課長 2 点目の道路管理者の定期的に立会するということなんですかとも、これは週 1 回ということで毎週月曜日に立会をし、確認するということで業者と打ち合わせを行っております。

都市整備
課長 服部区画については事前協議ということで今日まで組合の方の事務局と協議を行ってきております。そうした中で業者が決まる中で侵入路等決まってくるということで、当初 8 月位の協議の中では別途協議をしていこうということで進めてまいりました。そうしたことでも業者も決まった中で学校、周辺等の自治会等について説明等しながらご指摘いただいた部分について交通整備員の配置とかお互い協議しながら今進んできております。そうした中で今回こういう回答を報告というような形でいただいております。先ほどの E という部分についても学校と協議をする中で設定をいたしております部分ということでよろしくお願ひいたします。

吉川委員 いろいろ標識というんですか。最徐行とか書いてもらって、それを見て町の方は何か感じないか。ただ付けよ、だけでは私はそれを点検してもらってこそ値打ちがある。やっぱり確認もしていただきかなればいかんし、図面見てて④ですか、③のこちらにも最徐行という看板かかってるよう思う。ひょっとしたらもう取らはったか分からんけれども。必ずかかっています。なぜ言うかと言ったら、確かに運転手は守ってくれています。最徐行してくれてはる。それはいいけど、で

つかいダンプカーや、後ろついたら追い越すのほんまに危険や。前が小さくて後ろ大きかつたら見えていいけど、確かに危険やからゆっくり行かんなん。これ一回後ろついて行って、塩田橋から　　の所まで行ってみなはれ。それはたまらんわ。それで追い越そうと思ったら大きな車やから見えない、危険や。そこらをここ最徐行と書いてくれてあるけれども、これは工事用車両や。工事用車両とは一つも書いていない。そこらを点検してくれなあかんわ。やっぱり走ってみて、ここ危険やなと思ったら業者に指摘してもらうようにやってもらいたいと私は思う。ここらはどうですかな。

都市整備
課長　　状況については一週間ごとに点検をするというような事で事務局であるJAと協議もいたしております。そうした中で工事車両最徐行、その辺については少し文言の整理が足らなかつたかなという感じはしておるんですけども、今後またJA、施行業者と協議をしていきたいと思います。

吉川委員　　塩田橋の西側に配置してもらえるのかどうか。Eというのは回答の中ではないわけですが、これは月曜日にお互いに話をする中でここもやらんやあかんという事でやってもらったんです。月曜日にやつたということなんで、後2回位月曜日があると思うけど、どんな指摘をされたのか、どういう話をされたのか一回聞かせてください。

もう結構ですわ。1つですね、これは週に1回月曜日にありがたいことにやってもらうわけですから、気付いた所は指摘して、言うことはやっぱり言ってそれからまたできる所は延ばしてやってもらいたい。そこらをきちっとやってもらうように私は要望しておきます。1回塩田橋の西側は考えてみてください。

委員長　　下水道課の報告を求めます。谷口補佐。

下水道課　　前回の委員会でご指摘がございました公共下水道測量に伴います測

長補佐

量ピンについてでございますが、現在測量データを入手し、測量調査を進めておりましたが、現況といたしまして工事が完了してある部分につきましては測量ピンがなくなっております、先の工事におきましても測量ピンがなくなってしまうと考えたことから新設したという経緯がございます。そういったことからご指摘があったような状況になったということでございますが、ただ現在発注しております測量委託につきましては、先で下水道台帳を調整していく必要がございます。その為にも将来的に施設図形の更新という作業が生じてまいり、利用する地形図や座標値などをデータのデジタル化を諂っておくことが望ましいと考えまして特に共有できる座標計を使用するということで業者に指示をいたしております。以上のことより測量点の設置につきましては、既存のデータを利用させていただかなければならぬということはもちろんのことございますが、現在発注いたしております測量委託につきましては基準低測量を含んで作業を進めておった状況でございます。しかし平面測量等、他のデータなどにつきましては最大限活用させていただいておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

小野委員

この前指摘したピンが何やったと言っている。あのピンが飛ぶからまた打ったという意味なんか、それとも前のは謝りましたとそれが言いたいのかどっちや。ややこしい話で注文付けて、いかにも素人にものを言っているような言い方するな。前の時にはそうして今のあるトラバーは活用しますという答弁をしているのを、今回その分については遺漏していたのやろ。それだけのことやろ。そういう具合に言ったらしい。今後気を付けますと言ったらしいねん。それがこれから工事をやっている。今もう飛んでいるやんか。その時点では両方とも2本あったやろ。それを確認しているのやろ。何という報告をしているのか。今回の私がその指摘した場所についてはそのトラバーも同じように発注しました。それだけでいいねやんか。それが当たり前の話のように長々と言って何を言っているのか。今の場合は確かにトラバーも

一緒に発注していましたと、それだけでいいことやないか。それだけのことを聞いているだけだから、その辺しっかりしてもらいたい。監査にも話するでそういうことを言っていたら。今後気を付けますだけでそれでいい。

委員長 以上、各課所管に関する件については、それぞれ報告を受け承ったということで終ります。

続いて、その他について各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 その他についてもこれをもって終ります。

なお、お手元に配布いたしております閉会中の継続調査申出書のとおり、当委員会として調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長 (町長あいさつ)

委員長 これをもって閉会いたします。 (午後 0 時 17 分)